

朝日町町制施行70周年ロゴマーク取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和6年に町制施行70周年を迎えることを機に制定した、富山県朝日町70周年ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークの使用目的)

第2条 ロゴマークは、町制施行70周年を祝い、盛り上げ、未来へ向かう朝日町のイメージを町内外に浸透させるために使用する。

(デザイン)

第3条 ロゴマークのデザインは、別表のとおりとする。

(使用の届出)

第4条 ロゴマークの使用を希望する者は、事前に富山県朝日町70周年ロゴマーク使用届出書（様式第1号）を町長に提出するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 報道機関が町制施行70周年の広報を目的で使用する場合。
- (2) 個人的に家庭内又はこれに準ずる限られた範囲内において使用する場合。
- (3) その他町長が使用の届出を必要としないと特に認める場合。

2 町長は、ロゴマーク使用の届出（以下「届出」という。）に対し、この要綱の定めるところにより、その届出等を受理する。

(朝日町の使用)

第5条 前条の規定にかかわらず、朝日町が行う事業等で使用する場合は、特に前条の届出は必要としないものとする。

(使用期間)

第6条 ロゴマークを使用する期間は、この要綱を制定した日から令和7年3月31日までとする。

(商品等への使用)

第7条 ロゴマークを商品に使用する者は、商品化にあたり、事前に町長に相談するものとする。

(使用上の遵守事項)

第8条 ロゴマークを使用する者は、使用するデザインについて富山県朝日町70周年ロゴマークデザインガイドライン(以下「ガイドライン」という。)を遵守するものとする。

(使用の取消し)

第9条 町長は、ロゴマークを使用する者が次の各号に該当する場合は、その使用の取消しを求めることができる。この場合において、当該使用をした者に損害が生じても、町長はその責めを負わないものとする。

- (1) ガイドラインを遵守しなかった場合又はこの要綱に違反した場合。
 - (2) 他社の財産、プライバシー等を侵害するもの又は侵害する恐れのあるもの
 - (3) 他社に不利益、損害を与えるもの又はその恐れのあるもの
 - (4) 公序良俗に反するもの又はその恐れのあるもの
 - (5) 犯罪行為、犯罪行為に結びつくもの又はその恐れのあるもの
 - (6) 営業活動、営利のみを目的とするもの又はその準備を目的とするもの
 - (7) 他者の名誉又は信用を毀損するもの
 - (8) その他、法律、法令及び条例に違反するもの又はその恐れのあるもの
 - (9) 政治活動、選挙運動又は宗教的活動に関するもの
 - (10) 自己の商標又は意匠に相当するものとして独占的に使用する場合。
 - (11) その他町長がロゴマークを使用させることが不相当と認めるもの
- (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則




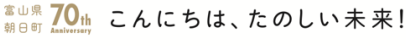
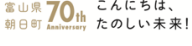
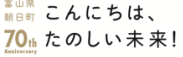
(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(要綱の効力)

- 2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

富山県朝日町70周年ロゴマークデザイン		
	Type-A	Type-B
タテ組み	<ul style="list-style-type: none"> ● タグライン 1行  <p>富山県 朝日町 70th Anniversary こんにちは、たのしい未来!</p> <ul style="list-style-type: none"> ● タグライン 2行  <p>富山県 朝日町 70th Anniversary こんにちは、 たのしい未来!</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● タグライン 2行  <p>富山県 朝日町 70th Anniversary こんにちは、 たのしい未来!</p>
ヨコ組み		<ul style="list-style-type: none"> ● タグライン 1行  <p>富山県 朝日町 70th Anniversary こんにちは、たのしい未来!</p> <ul style="list-style-type: none"> ● タグライン 2行_a  <p>富山県 朝日町 70th Anniversary こんにちは、 たのしい未来!</p> <ul style="list-style-type: none"> ● タグライン 2行_a  <p>富山県 朝日町 70th Anniversary こんにちは、 たのしい未来!</p>

様式第1号（第4条関係）

富山県朝日町70周年ロゴマーク使用届出書

令和 年 月 日

朝日町長 殿

団体名

所在地

代表者名

氏名

住所

電話

E-mail

次の行事等について、富山県朝日町70周年ロゴマークを使用したいので、朝日町町制施行70周年ロゴマーク取扱要綱第4条の規定により届出します。

使用の趣旨・目的	
使用方法	該当する使用目的にチェックを入れてください。 <input type="checkbox"/> 看板類 <input type="checkbox"/> 印刷物 <input type="checkbox"/> 映像 <input type="checkbox"/> 記念品類 <input type="checkbox"/> その他（ ）
使用期間（※）	
作成（配布）数	
備考	

※使用期間は、令和7年3月31日までの期間としてください。